

# 告示

## 埼玉県告示第八百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十九年三月十四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六九三号	乾燥菌体 肥料	彩土の輝 き	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十 二年三月 十三日	株式会社湖池屋 東京都板橋区成増五 丁目九番七号